

No.1 ビジSOC 利用約款

第1章 総則

第1条（目的）

「No.1 ビジSOC利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、株式会社No.1（以下「当社」といいます。）が提供する「No.1 ビジSOC」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等について定めるものとします。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「申込者」とは、本約款に同意のうえ、本サービスの利用を申し込んだ者をいいます。
- (2) 「お客様」とは、当社が申込みを承諾し、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立した者をいいます。
- (3) 「個別約款」とは、本サービスを構成する各個別機能（SOCサービス、オフィスカルテ、リモートサポート、サイバー保険、オプションサービス等）に関して、当社または各サービスの提供元が別途定める約款や規約、利用条件等をいいます。
- (4) 「ビジサポ」とは、当社が別途提供する「No.1 ビジネスサポート」をいいます。

第3条（本約款の適用範囲および個別約款との関係）

1. 本約款は、本サービスを利用するすべてのお客様に適用されます。
2. 本サービスを構成する「簡易SOCサービス」「オフィスカルテ」「リモートサポート」「サイバー保険」および各種オプションサービスについては、それぞれ個別の約款（個別約款）が存在し、本サービスを利用する上で、お客様は本約款に加えて当該個別約款にも同意し、これらを遵守するものとします。なお、「サイバー保険」については、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の「包括職業賠償責任保険普通保険約款」及び「対象危険限定特約」が対象となります。
3. 本約款の規定と個別約款の規定の内容が異なる場合、矛盾抵触がある範囲においては、個別約款の規定が本約款に優先して適用されるものとします。

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、以下の各号に掲げるサービスをパッケージ化してワンストップで提供するものです。
 - (1) SOCサービス（24時間365日のインシデント発生時のデバイス自動隔離/隔離解除・スキャン等の専門監視） なお、隔離解除・スキャンについては平日9時から18時の対応となります。
 - (2) オフィスカルテ（ネットワーク接続端末の管理と自動診断アラート等）
 - (3) リモートサポート（カスタマーコミュニケーションセンター（CCC）によるリモートサポート対応）
 - (4) サイバーセキュリティ保険（情報漏えいやIT事故等に対するリスク補償）
2. 本サービスの提供にあたり、当社は前項各号の機能の全部または一部を、当社が提携する第三者（株式会社アレクソン、株式会社ネットリソースマネジメント、株式会社BBC、那由他保険テクノロジーズ株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等）を通じて提供、または業務を再委託することがあります。

3. 当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部または一部を変更または追加することができます。ただし、当該変更等によって本サービスの基本機能が著しく損なわれる場合は、事前にお客様に通知するものとします。

第5条（利用条件および最低利用期間等）

1. 本サービスは、別途当社が指定する最低利用ライセンス数（原則としてWithSecure 5ライセンス以上）から提供するものとします。
2. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの課金開始日から1年間とします。
3. 契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様から当社に対し何らの意思表示もない場合、本契約はさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条（申込みおよび契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する申込者は、本約款および適用される個別約款の内容を承諾したうえで、当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 本契約は、前項の申込みに対する当社の承諾をもって成立するものとします。
3. 当社は、申込者が本約款または個別約款に違反するおそれがあるなど、当社が適当でないと判断した場合には、申込みを承諾しないことがあります。

第2章 権利義務・利用制限

第7条（ID・パスワード等の管理）

お客様は、本サービス利用にあたって発行されたアカウントIDおよびパスワード等の情報を自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者に貸与、共有、開示等を行ってはならないものとします。

第8条（禁止行為）

お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 本約款または個別約款に違反する行為
- (2) 犯罪行為または法令・公序良俗に反する行為
- (3) 当社または第三者のシステム、ネットワーク等への不正アクセス、高負荷をかける行為
- (4) 本サービスを通じて提供されるソフトウェアやプログラムのリバースエンジニアリング行為
- (5) その他、本サービスの正常な運営を妨げる行為、または当社が不適切と判断する行為

第3章 料金

第9条（利用料金等）

1. 本サービスの利用料金は、「ビジサポ」への加入状況（加入顧客・未加入顧客）に応じた月額基本料金、および追加ライセンス等の従量またはオプション料金により構成され、別途「申込書」に定める金額とします。
2. 当社は、経済情勢の変動等により利用料金の改定が必要と判断した場合は、事前にお客様に通知することにより、利用料金を変更できるものとします。

第10条（利用料金の支払い）

1. 利用料金は、課金開始日から発生するものとします。
2. 当社は、毎月末日締めにて翌月分の利用料金等を算出し、翌月初めに請求するものとします。但し課金開始後の初回請求時は当月分と翌月分の2か月分のご請求とさせて頂き、以降1ヶ月分の金額を毎月お支払頂きます。
3. お客様が支払期日を過ぎても利用料金を支払わない場合、当社は、お客様に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第4章 情報セキュリティ

第11条（個人情報の取扱い）

お客様と当社は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいうものとします）を、法令及びガイドラインその他自己が定めるプライバシーポリシーに則り、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとします。

第12条（資料の取扱い）

当社は、本契約履行のために必要となるお客様が保有する情報・資料等（以下「情報・資料等」といいます）を、お客様から無償で貸与または提供を受けることができます。なお、提供を受けた情報・資料等に秘密情報や個人情報が含まれる場合は、本章の条項に従って取り扱うものとします。

第13条（秘密保持）

1. お客様と当社は、相手方から本契約の履行に関して、書面により機密である旨が明示されて開示される相手方の一切の情報および情報・資料等（以下、「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の承諾なくして第三者に開示しないものとします。ただし、以下の各号の場合は秘密情報から除きます。
 - (1) 秘密情報を知り得た時点で、当該情報が公知となっているとき
 - (2) 秘密情報を知り得た後に、当該情報が自己の責めによらず公知となったとき
 - (3) 秘密情報を知り得た時点で、既に独自に取得済みであるとき
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく、情報を正当に取得したとき
 - (5) 相手方から受領した情報によらず独自に開発した情報であるとき
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の場合、当社は、お客様の事前の承諾なくして第三者に秘密情報を開示することができます。但し、業務上必要な範囲に限ります。
 - (1) 当社がお客様を特定できないよう一般化加工を施して開示するとき
 - (2) 当社から業務の効率化または提案に必要な範囲で開示するとき
 - (3) 当社から業務委託している会社に、業務委託に必要な範囲で開示するとき
 - (4) 当社から情報加工会社に、(2)の一般化加工に必要な範囲で開示するとき
 - (5) 当社から当社グループ会社及びその役職員に開示するとき
 - (6) 裁判所その他公的機関から法令に基づき開示を求められたとき
 - (7) 弁護士等の法令上守秘義務を負う者に対して開示するとき
3. 当社は、本サービスを提供する目的のために、お客様の秘密情報を利用することができます。
4. 当社及びお客様は、本契約が終了した場合は、相手方の指示に従い速やかに秘密情報を、原状に回復し

た上で返却または廃棄し、以後利用しません。

第5章 利用の制限・終了

第14条（本サービスの提供の中断、停止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部あるいは一部の提供を中断、または停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にはまたは緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災その他の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (4) 前各号の他、当社が本サービスの提供の一時中断もしくは停止が必要と判断した場合、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 前項に基づき当社が本サービスの提供を停止する場合、当社は、事前に本サービスを通じてその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの提供の一時中断、停止等により、お客様または第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第15条（お客様からの解除）

1. お客様は、第5条第2項に定める最低利用期間（課金開始日から1年間）の途中において、原則として本契約を解約することはできません。
2. お客様が前項の最低利用期間の途中で本契約の解除を希望する場合は、当社が定める方法によりあらかじめ届け出るものとします。この場合、お客様は最低利用期間の満了（1年間の契約終了日）までに支払うべき基本サービスの利用料金およびオプション費用等の全額を支払うものとし、その支払義務を免れません。
3. 最低利用期間経過後は、本契約は1ヶ月単位での自動更新となります。お客様は、当社が定める期日まで所定の解約手続きを行うことにより、本契約を各月単位で解約できるものとし、この場合、解約成立月以降の利用料金等を支払う義務を負いません。
4. 当社は、いかなる事由があっても、すでにお支払いいただいた利用料金等の払い戻しは一切行わないものとします。

第16条（本サービスの解除・利用停止・利用登録の抹消）

1. お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何ら責任を負うことなく、催告なくして本契約の解除、当該お客様による本サービスの利用の一時停止、または当該お客様の利用登録を抹消することができます。
 - (1) 第8条（禁止行為）にて禁止する行為を行ったとき
 - (2) 当社に対する申込みもしくは届出において虚偽の事項を申告し、または申告漏れがあったことが判明したとき
 - (3) 本約款または個別約款のいずれかの条項に違反したとき、または当社に対する背信行為があったとき
 - (4) 本サービスの運営に支障をきたすおそれがあり、または他のお客様に損害を与えるおそれがあると当社が判断した場合

- (5) 支払期日を過ぎてもなお利用料金等を支払わないとき
 - (6) 監督官庁より営業許認可取消または停止等の処分を受けたとき
 - (7) 手形、小切手の不渡りを出して銀行取引停止処分を受けたとき
 - (8) 差押、仮差押、仮処分、競売その他の公権力の処分を受けまたは受けるおそれがあるとき
 - (9) 破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき
 - (10) 財務状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき
 - (11) 合併によらず解散決議をしたとき、または事業の全部を譲渡したとき
 - (12) お客様が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
 - (13) お客様が当社に届け出た連絡先と連絡が取れず、または当社からの連絡に対して1週間経過してもお客様より返答がないとき
2. 第1項に基づき本契約を解除され、本サービスの利用を一時停止され、または利用登録を抹消されたお客様は、本サービスの利用を通じて生じた利用料金等の債務についての期限の利益を喪失し、当社に対して当該債務を直ちに履行するものとします。
3. 第1項各号に該当しない場合であっても、当社は、一ヶ月前に通知することにより、本契約を解除し、または当該お客様による本サービスの利用を一時停止し、または当該お客様の利用登録を抹消することができるものとします。

第17条（本サービスの終了）

- 1. 当社が、やむを得ない事情により本サービスを終了することになったときは、お客様に対し予告期間をもって通知するものとします。
- 2. 本サービスの終了にともない、お客様に不利益、損害が発生した場合、当社はその責任を一切負わないものとします。

第6章 その他

第18条（免責）

- 1. 当社は、本サービス（個別約款に基づき提供される各機能を含みます）が常時利用可能であること、およびお客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 2. 本サービスの利用に関して、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当社の賠償責任は、当該損害が発生した月における本サービスの月額利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第19条（当社からの通知、連絡等）

- 1. 当社は書面による郵送、当社ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、お客様に対し、随時必要事項の通知、連絡等を行うものとします。
- 2. 当社からの通知は、当社が当該通知を当社のwebサイトへの掲示や電子メールで行った場合は、当該webサイト上に掲示し、または電子メールを発送した時点より効力を発するものとします。
- 3. 当社はお客様の住所に対して通知をする場合、お客様が最新の届出の住所、届け出ていない場合は本サー

ビズ申し込みの際に届け出た所定の申込書に記載された住所に通知することにより、当該通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第20条（本約款の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款の内容を変更できるものとします。変更する場合、当社はあらかじめ変更内容および効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲示その他の方法によりお客様に周知するものとします。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、本約款及び個別契約に別段の定めがある場合を除き、当社の事前の書面による承諾なしに、本約款及び個別契約により生じた権利義務を、第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

第22条（協議事項）

本約款に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、お客様および当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

附則

本約款は、2026年10月26日より施行します。